

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

社長からの借入れと利息

Q：当社は同族会社ですが、営業成績の低下により、資金繰りが悪化したため、社長から運転資金の借入れをしました。

この借入金について、社長に対し利息を支払わない場合、問題がありますか。

A：特に問題ありません。

【解説】

会社は利益の追求を目的として設立されたものですが、一方、個人は必ずしも営利の追求だけを目的とするものではありません。

したがって、会社が社長から無利息で借入れをするということは、会社にとって有利であり、その目的にかなっているわけですので、税務上、特に問題はなりません。

ただし、利息を支払わないからといって、借入金の元本を返済しないでもよいというわけではありません。

金銭の貸借ですから、当然、返済計画に基づいて実際に返済をしていかなければなりません。

金銭消費貸借契約書も作成せず、利息も支払わず、具体的な返済計画もなく、借入金の返済もないようなときは、事実認定により、会社が、役員から借入金相当額の贈与を受けたものとみなされる場合があります。

したがって、このような認定を受けないためにも、返済計画に基づく返済の実績を残しておきましょう。

